

知っていますか？

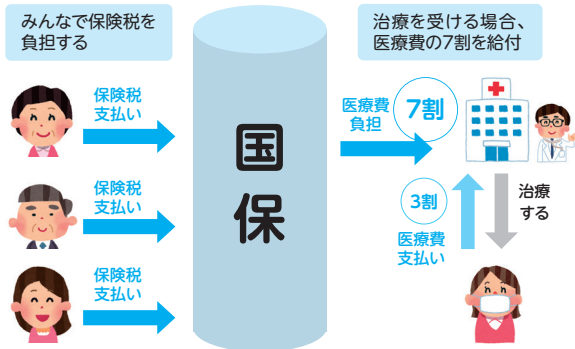
国民健康保険のしくみ

国民健康保険課 ☎43-9487(国保の加入・喪失)、☎43-9384(保険税の内容・軽減制度)
収納課 ☎43-9173~9174(納税相談)

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や、後期高齢者医療制度など、他の公的医療保険に属さない人が加入する保険制度です。国保は加入者の皆さんでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。

国保のしくみ

国保は主に、国・県などの公費(補助金など)と皆さんからの保険税で運営されています。国保の保険証で医療を受けるときは、医療費の2~3割が自己負担となりますが、その残りは国保が負担しています。また、医療費の自己負担分が高額になった場合には、一定額以上の医療費を国保が負担するほか、加入者が出産した時は出産育児一時金、死亡した場合は葬祭費を給付しています。



国保の加入者

○自営業の人○農業や漁業を営んでいる人○退職して職場の健康保険をやめた人○パートやアルバイトをしていて職場の健康保険に加入していない人

保険税の決まり方

その年度の推計医療費から、国などからの補助金と皆さんが病院などで支払う一部負担金を差し引いた金額が保険税の総額となります。1世帯あたりの保険税は、①所得割、②均等割、③平等割の3つの合計で算出されます。

- ①所得割…世帯の加入者の所得に応じて計算
 - ②均等割…世帯の加入者の人数に応じて計算
 - ③平等割…1世帯あたり定額で計算
- ①+②+③=世帯の保険税

保険税の納税義務者は世帯主

世帯主が国保以外の被保険者であっても、世帯の中に国保に加入している人がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。



保険税が軽減される制度があります

【低所得世帯の保険税軽減制度】

世帯の所得金額により、均等割と平等割の税額が2割、5割、7割の区分で軽減されます。ただし、無申告者がいるなど、所得が不明な世帯は軽減が適用されませんので、所得がない場合でも、世帯主および国保加入者は必ず住民税課へ申請してください。

【非自発的失業者の保険税軽減制度】

会社の倒産など事業主の都合により離職した人(非自発的失業者)の保険税は、算定の際に前年の給与所得を30%分とみなして計算する軽減制度が設けられています。対象となるのは、雇用保険受給資格者証の交付を受けていて、次の①・②のどちらかに当てはまる人です。

- ①特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者)
 - ②特定理由離職者(雇い止めなどによる離職者)
- 対象となる人は、申告が必要です。

納付は便利な口座振替で!

納税通知書、預貯金通帳、通帳の届出印を持って、市内の金融機関、ゆうちょ銀行でお申し込みください。

保険税を納めない

災害その他の特別な事情がないのに保険税を一定期間滞納すると、次のような措置が講じられますので、お早めに収納課へご相談ください。

短期被保険者証の交付 通常の被保険者証の返還を求め、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。

資格証明書の交付 納期限から1年を経過しても滞納を続けていると、短期被保険者証の返還を求め、「資格証明書」が交付されます。この場合かかった医療費は一旦全額支払うこととなります。

給付の差し止め 納期限から1年6か月を経過しても滞納を続けていると、保険給付(医療費・高額療養費・出産育児一時金など)の全部または一部が差し止められます。

国保に加入するとき・やめるときなどは、14日以内に届け出をお願いします

いずれの届け出の場合でも、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバーと、届け出にきた人の本人確認できるものが必要です。

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	社会保険などの資格を喪失した日が確認できる書類(健康保険資格喪失確認書・離職票・雇用保険受給資格者証・被保険者記録照会回答票などのいずれか1つ)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった日のわかる証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書

	こんなとき	届け出に必要なもの
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるとき	保険証、保護開始通知書

ご注意ください!

職場の健康保険に加入した際、国保を脱退する手続きを忘れていた例が多くなっています。

	こんなとき	届け出に必要なもの
その他	同じ市内で住所を変更したとき・世帯主や氏名が変更になったとき	保険証
	修学のため転出するとき	保険証、在学証明書または学生証の写し
	保険証を紛失・破損してしまったとき	窓口にお越しの人の本人確認書類(免許証など)

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

〈減免となる保険税〉2/1から3年3/31までの納期にかかる保険税

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は、保険税が減免となります。

対象 1

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人

➡ (保険税を全額免除)

対象 2

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人

➡ (保険税の一部を免除)

☎ 甲 収納課 ☎ 43-9172、43-9173、43-9174、43-9175

🏠 市ホームページ内で「国保税減免」を検索

新型コロナウイルス感染予防のため、郵送による申請をお願いします。